山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和８年１０月２０日（火）１３：３０～１６：５５
場所：恩賜林記念館２階 大会議室

会議出席者
＜出席委員＞
坂本委員、石井委員、北原委員、後藤委員、小林（富）委員、
佐藤委員、芹澤委員、高木委員、湯本委員

＜事業者＞
富士・東部広域環境事務組合　郷田事務局長、滝口参与
建設課　柴田課長、佐藤課長補佐、義城主幹

株式会社環境技術センター　味澤常務取締役
計画課　西川課長代理

＜事務局＞
山梨県　森林環境部　大気水質保全課
野中参事・課長、土橋主幹、
有泉課長補佐、芦沢副主査、深沢主任

1　　開　会

2　　議　事
　議題　富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業評価書について

3　　その他

4　　閉　会

（配布資料）
次第・座席表
山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿
資料１　事業概要と評価書手続について
事業者説明資料１　富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業
　　環境影響評価書
　　準備書に対する知事意見への対応及び修正について（公開部分）
事業者説明資料２　富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業
　　環境影響評価書
　　準備書に対する知事意見への対応及び修正について（非公開部分）

１　開会
（司会 野中参事・課長）
　忙中のところ、御出席いただきまして御礼申し上げます。本日の進行は、野中が務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。
　さて、本日の議題であります、富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業につきましては、本年度前半に準備書の手続きが行われまして、去る７月２３日に知事意見を出したところです。そして、１０月９日に事業者から評価書が提出されました。本日は評価書に関する第１回目の技術審議会ということで、まず、事業者側から説明を受けまして、その後、委員の皆様の質疑や意見交換などをお願いすることとなります。環境保全の見地から知事が意見を述べます、いわゆる知事意見の期限は１２月８日です。複数の手続きが同時進行しており、委員の皆様には御負担をおかけしますが、御協力お願いします。
　続きまして本日の審議会の開催の可否について御報告いたします。出席状況につきましては、１５名の委員のうち、会場に６名、Ｗｅｂ参加に３名の合計９名の出席をいただいており、２分の１以上の出席が得られましたことから、条例４７条第１１項の規定に基づきまして審議会が成立していることを御報告させていただきます。なお、小林拓委員が１５時ぐらいから参加する予定となっております。発言の機会をいただけるよう進行上可能な範囲で調整したいと思います。
（後に小林拓委員から欠席連絡があった。）
　ここで配布資料の確認を行います。事前に郵送にてお送りさせていただいておりますが、本日の資料は、審議会次第にありますとおり、５種類です。次第・座席表と、委員名簿、資料１、事業者説明資料が１と２となっております。不足がある場合には、事務局までお申し出ください。配布資料の方は大丈夫でしょうか。あと先ほど事務局から説明がありましたが、一部の資料については、図面の部分が１枚差し替えになっておりますので御留意いただきたいと思います。
　本日は、傍聴人がおりません。傍聴人の方は後で来られる場合も参加可能です。なお今回の審議会を含めまして、この環境影響評価等技術審議会につきましては、公開で行っておりますので、傍聴人が来られました場合は撮影や録音が認められておりますので、御留意いただきたいと思います。
　なお、事務局にて審議会の記録のために、審議の途中で写真を撮影する場合がございます。なお今回の会議につきましては、通常どおり対面とＷｅｂを併用して開催しております。議事録作成のため、発言内容を録音させていただきます。御発言の際は必ずマイクを使って、御発言の都度、お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。加えて長

時間の会議となることが予想されますので端的な質疑応答をお願いいたします。
　それでは次第に従いまして議事に入らせていただきます。本審議会の議長は、条例４７条第１項の規定により会長が当たることと定められております。坂本会長よろしくお願いいたします。

２　議事
　　議題　富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業
　　　評価書について

（坂本会長）
　坂本です。よろしくお願いします。それでは議事を進行させていただきます。
　案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について、御確認をお願いいたします。本審議会については、平成１７年７月８日の技術審議会において御議論いただきましたとおり、制度の趣旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても広く公開する中で行うことが必要であることから、「動植物の希少種や個人情報に関わる部分を除いてすべて公開とする」、「議事録については発言者名を含む議事録を公開する」、ということで行っておりますので、よろしく御協力ください。希少動植物保護の観点から、一部の審議については非公開で行います。非公開内容に関する審議の際には、傍聴人の方がいらっしゃったら、一旦退室をお願いします。以上です。それでは、御協力お願いいたします。
　本日の議題は、富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業の評価書に関するものです。まず事務局から経緯の説明をいただいた後、事業者から準備書に対する知事意見への対応や見解などについて説明してもらいますので、その説明を受けて各委員に質疑応答をお願いします。事業者説明資料は、説明は公開部分、非公開部分と分けて行いますが、その都度、質疑応答、意見交換を行います。なお非公開部分については、後でやりますけれど、時間の都合により、続けて審議するかもしれません。終了時刻は１６時１０分ごろを予定しております。それでは、本日の議題に入ります。まず事務局から経緯等を説明お願いします。

（事務局 有泉課長補佐）
　大気水質保全課の有泉でございます。資料に基づき説明させていただきます。資料１「事業概要と評価書手続について」を御覧ください。

まず事業概要についてですが、対象となる事業は、富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業です。ごみ処理施設の設置事業となりますが、本年度前半に、準備書手続を行っておりますので、詳細については省略させていただきます。

次に「評価書手続」についてです。事業者が準備書手続を通して得られた意見をもとに、準備書の内容に検討を加えて評価書を作成し、その内容について再び知事などの意見を踏まえながら、事業計画や環境保全措置の内容を決定する手続となります。

３の「評価書手続の流れ」となります。①評価書は、準備書を補正した書類であるため、準備書からの大きな変更は想定されていないことから、他の手続きと異なり、住民の意見を聞く手続きがありません。②評価書が県に送付された日から起算して６０日以内に市町村長や技術審議会の意見を踏まえ、知事は、事業者に、環境保全の見地から意見を述べ、事業者は知事の意見を踏まえ、評価書を補正することとなります。③そして事業者は、補正した評価書を公表の上、事業に着手します。

裏面を御覧ください。４番の「本件に関するスケジュール」についてですが、本年度、７月２３日に準備書に対する知事意見を事業者に送付しています。そして、評価書が１０月９日に県に提出されましたので、６０日後の１２月８日までに知事意見を述べることとなります。

５番の「今後の進め方」についてですが、本日はこれから事業者より準備書に対して述べた、知事意見の評価書への反映内容等について説明がありますので、その内容を踏まえ、評価書に補正すべき点がないか、御審議いただきたいと思います。

本日の会議が終わりましたら、次回の審議会までに、審議会で出された意見及び関係市町の長の意見を集約し、知事意見の素案を作成したいと考えています。次回の審議会ではその素案について御審議いただければと考えています。また、知事意見の素案に対する審議会意見を踏まえ、知事意見の案を作成し、庁内調整を行った上で、期限までに知事意見を述べます。以上で資料１の説明を終わります。

（坂本会長）

ありがとうございました。ただいま事務局から、事業概要と評価書手続きについて御説明をいただきました。続いて事業者から、事業者説明資料１の公開資料に基づき、約６０分程度で簡潔に御説明をお願いいたします。

（㈱環境技術センター 西川課長代理）

株式会社環境技術センターの わたくし西川と味澤が説明いたします。

よろしくお願いします。途中で説明者が交代します。御承知おきください。
はじめに資料１を使って公開部分を説明いたします。
資料１は、準備書に対する知事意見について、事業者の見解を示したものです。それぞれの知事意見を受けて行った検討の結果や、評価書への反映について説明いたします。
なお、一部非公開とする事項については、資料１の御説明、質疑応答ののち、休憩をはさんで資料２を使って御説明します。
それでは、資料１の１ページを御覧ください。
１ページから４ページの【資料 1-1】は、準備書に対する知事意見です。全般的事項３件と、個別事項１８件の合計２１件の御意見をいただきました。知事意見の内容は、既に委員のみなさま御承知のとおりですので、説明を割愛させていただきます。各知事意見への対応を示した【資料 1-2】～【資料 1-22】にも同じものが記載してございますので、必要に応じて御参照ください。
それでは５ページを御覧ください。
【資料 1-2】～【資料 1-22】は共通した書式になっていますので、資料のフォーマットについて、はじめに御説明します。
１．の「知事意見と事業者見解」の囲みの中に、知事意見の内容、事業者の見解、この件に対応する評価書のページを示しています。囲みの下の、２．の「対応及び修正内容の説明」には、事業者の見解の補足説明として、具体的に検討した内容や、評価書への反映内容を示しています。
御説明の流れは、資料ごとに１．の「知事意見と事業者見解」の囲みの１番上の「知事意見の内容」を簡単に御説明したあとに、２．の「対応及び修正内容の説明」について御説明します。
それでは【資料 1-2】から説明してまいります。
知事意見１は、全般的事項の「環境保全目標の設定における基本的考え方の見直し」についての御意見です。
内容は、「環境保全上の目標は、単純に環境基準等を目標とするのではなく、現状の環境を悪化させないことを基本とし、これを踏まえた目標設定を行うこと。」というものです。
この御意見を受けて、事業者としては２．の「対応及び修正内容の説明」に示すように対応いたしました。
大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁の各項目において、項目の冒頭にある「調査、予測及び評価の手法」の一覧表の中に、「現状の環境を悪化させないことを基本として環境保全上の目標を設定する」という趣旨の記述を追加しました。

また、各項目の評価方法を示す箇所の中にも、同様の記述を追加した上で環境保全上の目標を設定しました。

大気汚染を例にとって、実際の環境保全上の目標の設定について説明いたします。

太字の「【大気汚染】の環境保全目標」の部分を御覧ください。ここにお示しした文章と表は、評価書の大気汚染の項目の「環境保全上の目標との整合性に関する評価」を示す部分の抜粋です。

このように「現状の環境を悪化させないことを基本として環境保全上の目標を設定する」ことを宣言した上で、続く表に具体的な環境保全上の目標を設定する形で、各項目の環境保全上の目標を示しています。

悪臭、騒音、振動、水質汚濁についても同様に、「現状の環境を悪化させないことを基本として環境保全上の目標を設定する」ことを宣言した上で、続く表に具体的な環境保全上の目標を設定しています。

【資料 1-2】の御説明は以上です。それでは次に７ページを御覧ください。

【資料 1-3】は、知事意見２への対応と準備書からの修正です。

知事意見２は、全般的事項の「柔軟な提案を促す発注方式及び評価体制の整備」についての御意見です。

内容は、「施設整備に係る性能発注においては、環境影響の回避、低減を含む柔軟な提案を受注者が行いやすい発注条件とすること。」と、「提案を適切に評価できる審査基準及び審査体制を整備すること。」というものです。

この御意見への対応は、２．の「対応及び修正内容の説明」に示すとおりです。

評価書の「第１章 事業計画の概要」の中に、性能発注方式における環境配慮についての説明を追加しました。説明の抜粋を７ページから８ページにかけての囲みに示しております。

この説明の中で、８ページの下線部の上の方に示したとおり、「環境影響の回避、低減を含む柔軟な提案を入札参加者に促すため、要求水準書には、採用する技術の詳細について、必要のない制限を設けないよう配慮」することを記載しました。

また、環境影響の回避、低減に関する受注者の提案を適切に評価できるように、落札者の決定に当たっては、下線部 中ほどの箇条書きに示した、「搬入・搬出管理」などの６項目を審査対象とし、入札参加者から提出された提案書は、学識経験者等で構成される「富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会」において、あらかじめ定められた審査基準と得点化方法に従って評価が行われる体制としています。

なお、以降の説明の中で、同委員会については「事業者選定委員会」と略称で呼ばせていただきますので、御承知おきください。

【資料 1-3】の御説明は以上です。それでは次に９ページを御覧ください。

【資料 1-4】は、知事意見３への対応と準備書からの修正です。

知事意見３は、全般的事項の「各環境要素の関連性を重視した記載」についての御意見です。

内容は、「大気や水質、地下水などの自然環境に関する予測評価と、動植物に関する評価の関連性が十分に示されていないが、環境影響評価では、水温の上昇や地下水位の低下などの環境変化が動植物にどのような影響を与えるのかを明らかにすることが重要である」ため、「個々の環境要素の評価に当たっては、事業実施区域及びその周辺に生息する動植物への影響についても検討すること」というものです。

この御意見への対応は、２．の「対応及び修正内容の説明」に示すとおりです。

存在・供用時の環境影響要因ごとに、大気や水質、地下水などの変化が及ぼす動植物への影響の可能性を検討し、予測結果の記述に反映しました。

陸上植物、陸上動物、水生生物についての、影響の可能性の有無を１０ページの表１－４－１に示しています。

表中の“○”で示した項目は、動植物の影響予測で扱っている項目です。

表中の“□”で示した「蒸発散量の減少、気温の上昇」などの陸上植物への影響については、対象事業実施区域からの蒸発散量の減少や、施設に近接した場所での気温の上昇などの微気象の変化が起こると考えられますが、知見に乏しく個別の影響予測が困難であること、施設の周囲に緑地を配置し、蒸発散量の減少や周辺植生等への影響の緩和が図られることなどを勘案し、予測では取り上げないこととしました。

表中の“×”で示した、地下水位や大気質の変化の影響については、それぞれに関連する項目の予測結果から、影響がないと判断しました。土壌の水分条件については、対象事業実施区域内では大きな変化がありますが、地下水の予測結果から、周辺地域の土壌の水分条件への影響はないと考えられます。

【資料 1-4】の御説明は以上です。それでは次に１１ページを御覧ください。

【資料 1-5】は、知事意見４への対応と準備書からの修正です。

知事意見４は、個別的事項の「騒音に係る再調査及び対応の強化」についての御意見です。

内容は、①の「現時点の実態把握のため、新たに騒音の調査地点を設定すること」及び「騒音対策について地元自治体に協力を求めること」、②の「環境影響を可能な限り低減するための保全措置を講じること」などです。

この御意見への対応は、２．の「対応及び修正内容の説明」に示すとおりです。

（１）に「新たな調査地点の追加」と「その調査結果」について示しています。環境騒音の調査地点として、高木委員からの御助言を参考に環境騒音Ｎｏ．３を追加し、令和８年８月に現地調査を実施しました。

調査地点は、１４ページの図１-５-１に示す「環境騒音Ｎｏ．３」、対象事業実施区域の北西側の直近民家です。この地点を含む環境騒音に関する現地調査結果をまとめたものが、１２ページの表１-５-１です。

環境騒音Ｎｏ．３の騒音の状況は、近くの環境騒音Ｎｏ．２と類似しており、主な騒音発生源は中央自動車道、県道７１８号の道路交通騒音であり、昼間、夜間とも、参考基準値とするＢ類型の環境基準を上回っていました。

次に１３ページを御覧ください。（２）に「地元自治体との協議結果」を示しています。現況の騒音が環境基準値又は参考基準値を超過している道路交通騒音の調査地点において、騒音の低減を図るため、地元自治体である富士吉田市及び西桂町に対し協力を要請いたしました。その結果、富士吉田市、西桂町、並びに各対象道路の管理者より、表１-５-２のとおり見解が得られました。

中央自動車道の沿道騒音Ｎｏ．２については、NEXCO 中日本からは要請限度の７５ｄＢに達していないため、対策は実施しない旨の回答がありましたが、調査地点のある西桂町からは、今後も引き続き実態の注視が必要であると考えている旨の見解が得られました。

国道１３９号の沿道騒音Ｎｏ．３については、国土交通省から

①の調査当時の環境基準超過は大型車混入率が高かったことによるという推察、

②の県道バイパスが全線開通したことに伴い、国道１３９号の大型車両の通行が減少していると思われること、

③の現地確認結果等を踏まえて、環境基準超過に対する追加の騒音対策の実施はないが、引き続き適切な道路管理に努める旨の見解が得られました。

また、調査地点のある西桂町からは、県道バイパス全線開通による交通流の変化や今後の状況変化に十分留意していく旨の見解が得られました。

なお、「県道バイパス」というのは、図のこの部分の県道７１８号に

あたります。令和６年度の現地調査当時に整備中であったのは、この部分（県道７１８号の図中央付近）です。
　富士吉田市道明見東通り線の沿道騒音Ｎｏ．５については、富士吉田市より令和７年１０月までに調査地点付近の舗装打ち換え工事を実施済みであり、調査を行った時点に比べると走行音は軽減されたと考えられる旨の見解が得られました。
　このほか、西桂町からは、環境影響評価の調査で確認された各道路の状況や管理者からの見解を踏まえ、本組合とも一体となって、必要な環境保全措置の検討及び住民生活の安定確保に努めていく旨の見解が得られています。
　なお、評価書には、１５ページから１６ページの表1-5-3(1)、(2)に示したとおり、地元自治体、道路管理者等との協議経過の詳細を記載しております。
　次に１７ページを御覧ください。（３）に環境保全措置と事後調査について示しています。
　工事関係車両による道路交通騒音をできる限り低減するため、資機材運搬車両の走行経路を極力一方通行とすることなどを環境保全措置として追加しました。
　この措置により、表1-5-3の一番右の列に示したとおり、予測地点における工事中の道路交通騒音は、措置を講じない場合に比べて０．３ｄＢ～１．０ｄＢ程度低減されることが見込まれます。
　また、この環境保全措置の効果を含め、工事中、供用時とも予測結果や環境配慮事項、環境保全措置の効果には不確実性があるため事後調査を実施し、結果を取りまとめて中間報告書及び完了報告書に記載します。
　【資料1-5】の御説明は以上です。それでは次に１８ページを御覧ください。
　【資料1-6】は、知事意見５への対応と準備書からの修正です。
　知事意見５は、個別的事項の「地質構造を踏まえた地盤沈下への影響の再評価」についての御意見です。
　内容は、「事業による地盤沈下への影響の有無について、揚水実績のみに基づく評価では十分とはいえないため、ボーリング調査により得られた地質構造に関する知見も踏まえて予測評価を実施し、その結果を評価書に記載すること」というものです。
　この御意見への対応は、２．の「対応及び修正内容の説明」に示すとおりです。
　評価書にボーリング調査結果を追加し、この情報も踏まえて予測及び評価を行いました。御覧の評価書のページに関連する調査結果を追加しています。

なお、再評価の結果は準備書からの変更はなく、「地下水の揚水は地下水位への影響は小さく、地盤沈下を引き起こすものではない」と予測され、環境保全上の目標である「施設の稼働により周辺地域に地盤沈下を生じさせないこと」との整合性は図られているものと評価しました。

【資料 1-6】の御説明は以上です。それでは次に１９ページを御覧ください。これより味澤が説明いたします。

（㈱環境技術センター 味澤常務取締役）

【資料 1-7】は、知事意見６への対応と準備書からの修正です。

知事意見６は、個別的事項の「移植対象植物の特性把握と移植手法に関する留意事項」についての御意見です。

内容は４つあります。

移植対象植物の同定に関すること、生育環境の把握と専門家の助言に関すること、移植に際しての不確実性と段階的に移植を行うなど慎重に実施すること、対象種の生活史及び従来の生育環境の十分な把握と、事後調査及び管理に反映することになります。

２０ページを御覧ください。（１）に植物の同定について示しています。

保全対象種の同定は、複数の文献を参照し、類似種と比較した内容を示す写真や標本を資料編に記載しました。この説明用資料では、例として、評価書資料編に掲載したスジヌマハリイについての情報を表１-７-１に示しています。なお、ヘラオモダカ、タウコギについても同様に掲載しています。

次の２１ページを御覧ください。（２）に生育環境の条件について示しています。

保全対象種の生育環境等については、群馬県立自然史博物館
大森 威宏氏にヒアリングを行い、整理した上で評価書資料編に掲載しました。この説明資料では表１-７-２にスジヌマハリイを例として示しています。スジヌマハリイの生育環境は、他の植物と競争にならない、不安定な場所であるとのことでした。また、種子を冷凍保存しておき、少しずつ播いていくことが有効であるとのお話も頂きました。

次の２２ページを御覧ください。（３）に移植の進め方について示しています。

移植は、専門家の助言を踏まえて段階的に行う計画とし、評価書に記載しました。記載内容の概要は以下の四角で囲った部分のとおりです。なお、播種については、湿地環境整備後１年目だけでなく、２年目及び３年目にも実施する計画としています。

次の２３ページを御覧ください。（４）に事後調査及び管理への反映

について示しています。
　事後調査及び管理計画への反映内容は、次の表１－７－３に示すとおりです。環境保全措置として行う湿地環境の創出や植物の移植は、専門家の助言を踏まえて、対象種の生活史及び従来の生育環境に合わせて実施する計画です。段階的に移植や播種を行うこと、湿地環境が陸化しないよう堆積物を上げること、草刈りを行い、ススキ草地を維持することなどを盛り込んでいます。
　【資料 1-7】の御説明は以上です。それでは次に２４ページを御覧ください。
　【資料 1-8】は、知事意見７への対応と準備書からの修正です。
　知事意見７は、「水田や植生の喪失による、蒸発散量の減少や気温の上昇などの微気象の変化と、事業実施に伴う二酸化炭素排出量の増加について明らかにし、これらが植物に与える影響について評価書に記載すること。」というものです。
　この御意見への対応は、２．の「対応及び修正内容の説明」に示すとおりです。
　水田や植生の喪失による、蒸発散量の減少や気温の上昇などの微気象の変化と、事業実施に伴う二酸化炭素排出量の増加に関する影響の可能性について検討しました。影響があることは認識していますが、その度合いを把握することが難しく、植物への影響についての知見に乏しいため、予測では取り上げないこととし、その旨を評価書に記載しました。
　評価書への記載内容は、【資料 1-4】知事意見３への対応及び修正でお示ししたとおりです。
　【資料 1-8】の御説明は以上です。それでは次の２５ページを御覧ください。
　【資料 1-9】は、知事意見８への対応と準備書からの修正です。
　知事意見８は、個別的事項の「創出環境の整備に関する事項」についての御意見です。
　内容は、１０項目ありますので、内容のまとまりごとに説明します。
　２６ページを御覧ください。（１）に創出環境のロードマップ及び事後調査の時期・期間について示しています。知事意見①「長期的なロードマップ（時系列計画）を評価書に示すこと」、⑨「昆虫の出現状況が異なるため、調査の実施回数を増やすこと」、⑩「事後調査は一律３年間とせず、成功基準の達成状況を判断できるまで継続すること」への対応です。
　整備から事後評価に至るまでの長期的なロードマップ（時系列計画）を評価書に記載しました。説明資料の２７ページの表１－９－２に示しています。

また、事後調査の回数については、２８ページの表１-９-３に示すように、昆虫の事後調査を春季、初夏季、夏季の３回に増やしました。事後調査の期間については、２６ページの表１-９-１に示すように「創出環境整備後に一律３年間」とせず、成功基準の達成状況を判断できるまで事後調査を継続することとしました。

次に２９ページを御覧ください。知事意見②「整備する湿地環境の規模・構造等について、あらかじめ具体的に評価書に示すこと」への対応です。

創出環境の規模・構造等については、土地造成の設計も含めて性能発注の受注者提案によるため、あらかじめ具体的に評価書に示すことは困難です。評価書には創出環境が備えるべき要件を満たす想定を例として示し、工事施工事業者の参考となるようにしました。

図１-９-１に湿地環境の創出場所の想定を、図１-９-２に創出する湿地環境のイメージを、３０ページの図１-９-３に湿地環境の形状の想定を示しました。階段状に流れ下る湿地で、場所によって水深が異なり、周囲に高茎草本が繁茂するような想定としています。

次に３１ページを御覧ください。

（３）は調整池について示しています。知事意見③「調整池についても創出環境と同様の機能を備えるよう検討すること」への対応です。

調整池が創出環境と同様の機能を備えることについては、性能発注の受注者提案の範囲に含まれることになります。工事施工事業者からの提案については前向きに検討することを、陸上植物、陸上動物、水生生物のそれぞれについて、評価書の各項目の（５）３）②の「(エ）創出する湿地環境の維持管理方法」に記載しました。

（４）は保全対象種について示しています。知事意見④「保全対象種に両生類を含めるなど、対象をより広く設定すること」への対応です。

保全対象をより広く設定し、モリアオガエルを併せて配慮する種として加えました。なお、モリアオガエル以外の植物・動物については、創出する湿地環境の生物群集として扱うものとし、特定の種を保全対象として追加することはしませんでした。

なお、モリアオガエルの産卵場所については、産卵場所確保のために湿地環境内に樹木を植えることは想定していませんが、【資料 1-7】の２３ページの表１-７-３にも示したとおり、水際にイグサ等の高茎草本が生育する場所を確保することにより、モリアオガエルが産卵できる場所が維持されるものと考えています。

（５）は生活史等の把握と保全方法の検討について示しています。知事意見⑤「動植物の種ごとに生活史を十分に把握し、移動方法や期間、移植時期を決定すること」への対応です。

動植物の種ごとに生活史を把握し、実際の工事の工程を加味して、種の移動方法、期間及び移植時期等の詳細な実施計画を策定するようにします。前出のスジヌマハリイについての情報と同様、記載例として資料編に示したカヤネズミについての情報を表１-９-４に示しました。なお、モートンイトトンボやモリアオガエルなどについても同様に掲載しています。

次に３２ページを御覧ください。（６）に外部からの移入のための回廊（コリドー）について示しています。知事意見⑥「外部からの動植物の誘導方法の検討を行うこと、創出環境への適切な移入が図られるよう回廊（コリドー）の設置等の工夫を検討すること」への対応です。

外部から対象事業実施区域内の創出環境への動植物の誘導方法について検討を行った上で、保全対象種ごとに生態を踏まえて回廊（コリドー）の必要性について検討して評価書に記載しました。検討の結果、自発的な移動が可能な動物については、中央自動車道は移動（分散）の大きな妨げになるものではないと考えられたため、回廊（コリドー）の整備は不要であると判断しました。検討に用いた図を図１-９-４　陸上動物の移動経路の想定に示します。

カヤネズミについては、中央自動車道の高架部の橋下までは植生があり、橋下もフェンス等はあるもののカヤネズミの移動を妨げないと考えられます。

モリアオガエルについては、成体は森林性であることから、生息範囲は周辺の林地に広がっていると考えられます。成体は吸盤を持ち移動能力が高いため、中央自動車道の高架部の下や桂川沿いの樹林などを移動できると考えられます。

モートンイトトンボ、コオイムシ、コガムシ、シマゲンゴロウについては、飛翔能力があるため、対象事業実施区域の西側に隣接する中央自動車道は、成虫の分散を妨げないと考えられます。

次に３３ページを御覧ください。（７）に成功基準の達成状況の評価方法及び対象種が定着しなかった場合の対応について示しています。知事意見⑦「創出環境の成功基準について、達成状況の評価方法を示すこと」、⑧「対象種が定着しなかった場合の対応について示すこと」への対応です。

創出環境の成功基準について、達成状況の評価方法を評価書に記載しました。陸上植物、陸上動物及び水生生物の成功基準と評価方法を表１-９-５に示しました。

成功基準として生育株数・生育個体数の目安を示しましたが、創出する湿地環境は水分条件の変動や一定のかく乱が必要となるため、保全対象種が安定して維持される株数・個体数の基準を定めることはできませ

ん。このため、初期の段階である程度まとまった株数又は個体数が確認され、そののち生育・生息環境が維持されることを成功基準としました。
　保全対象種が定着しなかった場合の対応について、評価書に記載しました。
対応としては、事後調査の結果を基に対策を検討し、成功基準の達成に向けて必要な対応措置を講じることとします。なお、事後調査の結果を基に検討した結果、実行可能な対応措置がないと判断されたときには、環境保全措置を終了することとします。
　【資料 1-9】の御説明は以上です。それでは次に３４ページを御覧ください。
　【資料 1-10】は、知事意見９への対応と準備書からの修正です。
　知事意見９は、個別的事項の「複数案の検討に関する事項」についての御意見です。
　内容は、「事業計画に係る複数案の検討内容に関する説明が十分でないため、影響の回避、最小化の観点から、改めて比較検討し結果を説明すること。」、「守るべき生物のハビタットの面積の増減や景観への影響について、ミティゲーション・ヒエラルキーに沿って、複数案を比較検討すること。」、「その上で、面積変化を示した表や土地改変箇所、創出環境等の位置を図示し、分かりやすく評価書に記載すること。」というものです。
　この御意見を受けて、複数案の設定について、配置・動線計画案１及び配置・動線計画案２をベースとして検討しましたが、説明資料３４ページの囲みに示したように、
・場内への出入り口及び動線の合理性を踏まえると、施設に必要な面積・形状及び改変が必要な範囲は変わらず、工事中の造成等の施工による影響も変わらないと想定されること、
・実際の配置・動線計画及び造成計画は、工事施工事業者の提案によることとなり、環境影響評価の段階で、設定した配置・動線計画案よりも現実的な複数案の設定は困難であること
から、有効な複数案の設定は困難であると判断されたため、その旨を評価書に記載しました。
　このため、守るべき生物のハビタット（生息・生育空間）及び景観への影響についても比較検討は行いませんでした。
　【資料 1-10】の御説明は以上です。それでは次の３５ページを御覧ください。
　【資料 1-11】は、知事意見１０への対応と準備書からの修正です。
　知事意見１０は、個別的事項の「事業実施区域内の過湿地の保全」についての御意見です。

内容は、「過湿地を存続させた施設の配置が可能か改めて検討すること。」、「その検討過程について、回避、最小化、代償の観点から整理し、その合理性を含めて評価書に記載すること。」というものです。

２．の「対応及び修正内容の説明」に示しましたが、湿地環境が存続できる可能性について再検討した結果、湿地環境の存続は困難であるとの結論に至り、評価書に記載しました。検討過程を表１-１１-１に示します。

回避、最小化の観点からは、対象事業実施区域北西側の西桂町道の道路線形が、大型車の通行が必要なため勾配及び曲率の制約により変更ができず、現状の湿地にかからざるを得ないことが大きな理由となっています。なお、このことは非公開部分の資料で詳しく説明いたします。

代償の観点からは、場外に土地を確保して湿地環境を創出することは、用地が確保できる見通しが立たないことから困難ですが、対象事業実施区域内での湿地環境の創出は可能であるという結論となりました。

【資料 1-11】の御説明は以上です。それでは次に３７ページを御覧ください。

【資料 1-12】は、知事意見１１への対応と準備書からの修正です。

知事意見１１は、個別的事項の「創出環境における既存植生の活用」についての御意見です。

内容は、「既存の草地や疎林の活用について検討すること。」、「オニグルミが群落により他の植物の生育が制約されるおそれがあるため、樹種構成や配置等に配慮すること。」、「既存植生の活用が現実的でない場合には、回避、最小化、代償の観点から整理し、その合理性を含めて評価書に記載すること。」というものです。

この御意見への対応は、２．の「対応及び修正内容の説明」に示すとおりです。

創出する湿地環境の整備に当たって既存の草地や疎林の活用について検討し、湿地環境を創出する位置によって、可能ならば既存植生を活用することを評価書に記載しました。なお、湿地環境の実施設計は、整備する位置が決まってから行うため、実施設計の中で樹種構成や配置等に十分配慮することを評価書に記載しました。

【資料 1-12】の御説明は以上です。それでは次の３８ページを御覧ください。

【資料 1-13】は、知事意見１２への対応と準備書からの修正です。

知事意見１２は、個別的事項の「工事期間中における動植物の移動経路の検討」についての御意見です。

内容は、「事業実施区域にある過湿地と創出環境の整備予定地との間に、工事期間中、両者の間に水を流すなど、過湿地の動植物が創出環境

へ自発的に移動できる連続した環境（移動経路）の構築を検討すること。」、「その際、既存の用水路から供給されている水を使用することができないか併せて検討すること。」というものです。
　この御意見への対応は２．の「対応及び修正内容の説明」に示すとおりです。
　水源の確保も含めて検討した結果を表１－１３－１に示します。植物の保全対象種では、いずれの種も、元の湿地環境と将来の環境が流水でつながれば、自然に移動することができると考えられます。動物も移動可能と考えられます。しかし、前出の【資料 1-11】の３６ページ表１－１１－１にも示したように、元の湿地環境は工事の初期に失われるため、工事の手順上、湿地環境の動植物が自発的に移動できる仕組みの構築は困難であると結論しました。なお、このことは非公開部分の資料で詳しく説明いたします。
　【資料 1-13】の御説明は以上です。それでは次の３９ページを御覧ください。
　【資料 1-14】は、知事意見１３への対応と準備書からの修正です。
　知事意見１３は、個別的事項の「クマタカの営巣地の特定と採餌環境の評価」についての御意見です。
　内容は、「事業地東側の山林がクマタカにとって重要な採餌地であるかを適切に評価するため、営巣地の位置を特定すること。」、「その上で、営巣地の位置関係を踏まえ、工事による影響の有無について予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。」というものです。
　この御意見への対応は２．の「対応及び修正内容の説明」に示すとおりです。
　追加的に現地調査を実施し、クマタカ営巣地の位置を特定しました。その上で、営巣地と事業地東側の山林との位置関係を踏まえ、工事による影響の有無について予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載しました。
　対象事業実施区域周辺でのクマタカの確認は少なく、対象事業実施区域は繁殖ペアの主要な行動圏には含まれていないと判断されるため、工事中の影響及び存在・供用時の影響はない、又は小さいと予測されました。
　なお、このことは非公開部分の資料で詳しく説明いたします。
　【資料 1-14】の御説明は以上です。それでは次の４０ページを御覧ください。
　【資料 1-15】は、知事意見１４への対応と準備書からの修正です。
　知事意見１４は、個別的事項の「生態系の違いを踏まえた影響評価の実施」についての御意見です。

内容は、「事業実施区域の西側は市街地、東側は山林であり、それぞれ異なる生態系が形成されているが、現状では市街地側の注目種であるチョウゲンボウのみで、事業全体の生態系への影響を評価している。山林側の生態系の特性についても適切に把握して影響評価を行い、事業全体としての影響評価を行うこと。」というものです。

この御意見への対応は２．の「対応及び修正内容の説明」に示すとおりです。

クマタカを含め、山林側の生態系の特性についても影響評価を行い、市街地側の評価と併せて、事業全体としての影響評価を行いました。

森林生態系を代表するクマタカを、森林生態系の上位性の注目種として選定しました。

対象事業実施区域及びその周辺は、クマタカの繁殖ペアの行動圏に含まれないと考えられるため、クマタカへの影響はなく、クマタカを介した地域を特徴づける生態系への影響もないと予測されました。

なお、このことは非公開部分の資料で詳しく説明いたします。

【資料 1-15】の御説明は以上です。それでは次の４１ページを御覧ください。

【資料 1-16】は、知事意見１５への対応と準備書からの修正です。

知事意見１５は、個別的事項の「生態学的根拠に基づく説明への見直し」についての御意見です。

内容は、「事業による生態系への影響について、「被害」や「攪乱」に相当する内容を説明しているが、その記述の中に、生態学的根拠に基づかない表現が見受けられるため、生態学的知見に基づいた適切な記述に改めること。」、「また、事業の実施に伴い周辺の地域にどのような影響が生じるかについて、適切に予測すること。」というものです。

この御意見への対応は、２．の「対応及び修正内容の説明」に示すとおりです。

事業による生態系への影響について、生態学的知見に基づいて予測結果を見直し、評価書に記載しました。

チョウゲンボウ及びアカネズミに対する影響の程度の記述に不適切な箇所や分かりにくい箇所があったため、記述を見直し、修正しました。

【資料 1-16】の御説明は以上です。それでは次の４２ページを御覧ください。これより西川が説明いたします。

【資料 1-17】は、知事意見１６への対応と準備書からの修正です。

知事意見１６は、個別的事項の「景観に係る追加の予測及び評価の検討」についての御意見です。

内容は、「次の３点について、予測及び評価の実施を検討し、その検討結果を評価書に記載すること。」というものです。

① ② ③ について順に説明いたします。

この御意見への対応は、２．の「対応及び修正内容の説明」に示すとおりです。

（１）に建物の側方の近距離からの見え方について示しています。知事意見①への対応です。

建物の側方視点を追加して予測するとともに、合棟と別棟の比較検討、色彩の比較検討などを行い、評価書に記載しました。予測結果のフォトモンタージュの例として、写真１-１７-１に合棟と別棟の比較、写真１-１７-２に色彩の比較を示しています。

４５ページを御覧ください。（２）にシークエンス景観における心的景観への影響について示しています。知事意見②への対応です。

中央自動車道を走行する車両からの施設の見え方は、

ａ.の景観Ｎｏ.４　中央自動車道上り線を北上する視点からは、車両の走行方向が富士山などから離れる方向となるため、計画施設による心的景観への影響は大きくないと予測されました。

ｂ.の景観Ｎｏ.５　中央自動車道下り線を南下する視点からは、車両の走行方向が富士山などに向かう方向となり、現状では、既存の富士吉田市環境美化センターごみ処理施設が自然的景観の阻害要因となっています。計画施設は、走行中の富士山の眺望方向から左にずれる位置となるため、富士山の眺望を大きく阻害することがありません。また、既存施設の撤去後には、自然的景観の阻害の程度が軽減され、計画施設が視認できることによる心的景観への影響は現況よりも小さくなると予測されました。

続いて、（３）に既存のごみ処理施設の存在中・撤去後の比較について示しています。知事意見③への対応です。

既存のごみ処理施設の撤去後の状況の予測を行い、存在している場合と比較検討した結果を評価書に記載しました。予測結果のフォトモンタージュの例を、写真１-１７-３(１)～(３)に示しています。

なお、景観Ｎｏ.８からは既存施設が視野に入らないため、景観Ｎｏ.８における存在中・撤去後の比較は行いませんでした。

各写真に示すとおり、既存施設の撤去後は、計画施設建設直後と比較して、山地斜面の林が見える範囲が広がります。中央自動車道上り線では、既存施設が計画施設よりも大きく見えるため、既存施設の撤去後には、現状よりも景観の自然的要素が大きくなり、自然的景観の観点からは、影響が小さくなります。

【資料 1-17】の御説明は以上です。それでは次に４９ページを御覧ください。

【資料 1-18】は、知事意見１７への対応と準備書からの修正です。

知事意見１７は、個別的事項の「煙突高さ及び色彩の設定根拠の明確

化」についての御意見です。
　内容は、「煙突の高さ（５９ｍ及び１００ｍ）の比較検討並びに色彩設定について、その根拠及び検討経緯を、評価書においてより詳細に記載すること。」というものです。
　この御意見への対応は、２．の「対応及び修正内容の説明」に示すとおりです。
　（１）に煙突高さについて示しています。
　煙突高さ６０ｍ以上からは航空法等の法規制が厳しくなることから、それを超えない限度として高さ５９ｍを設定し、大規模な施設での事例の多い高さ１００ｍについて比較を行いました。
　なお、高さ６０ｍ以上の煙突には、航空法第５１条により航空障害灯の設置が義務付けられています。さらに昼間に航空機からの視認が困難な場合には、同法第５１条の２により昼間障害標識（赤白の塗装等）の設置も義務付けられます。
　続く（２）に色彩について示しています。
　施設の基調色の色彩の設定は、アースカラーを基本として彩度を抑えたものとし、無彩色、ベージュ系、緑系、青系を標準としました。
　このため、予測における色彩の設定は、想定される範囲で最も目立ちやすい条件とし、富士吉田市の景観形成基準を参考として、明度が高く、彩度を抑えた条件としました。
　なお、一般的なアースカラーには青系は含まれませんが、現在の富士吉田市環境美化センターごみ処理施設の色が薄い青系であるため、予測には青系も含めました。
　予測に用いた建物の色彩の設定を表１-１８-１に示しています。
　【資料 1-18】の御説明は以上です。それでは次の５０ページを御覧ください。
　【資料 1-19】は、知事意見１８への対応と準備書からの修正です。
　知事意見１８は、個別的事項の「設計プロセスの明確化及び事後調査による効果確認」についての御意見です。
　内容は、「景観については、設計に関与する主体や判断のプロセスによってその内容が大きく左右されるものであり、「効果の不確実性は小さい」とする説明は適切ではない。」、「したがって、設計に係る関係主体及び判断プロセスについて整理した上で説明を改めるとともに、当該効果については事後調査により確認すること。」というものです。
　この御意見への対応は、２．の「対応及び修正内容の説明」に示すとおりです。
　（１）に環境保全措置の修正について示しています。
　設計に係る関係主体及び判断プロセスについて整理し、環境保全措置

を修正・追加しました。修正後の環境保全措置を表１-１９-１に示しています。

８月の入札公告において示された落札者決定基準と整合を取り、環境保全措置の内容等の２つ目の項目を全面的に見直しました。入札参加者に対して「デザイン・景観」について提案書に記載することを義務付け、落札者決定基準に示されたデザイン・景観に関する審査の視点にかなう提案を高く評価することとしました。

また、「効果の不確実性」については、いずれの項目においても、工事施工事業者が設計を行うことから、具体的な措置の内容は明確とはならないため、「不確実性がある。」と記述を改めました。

次の５１ページの（２）に、工事施工事業者の決定プロセスについて示しています。

工事施工事業者及び施設運営事業者の決定プロセスは、図１-１９-１に示すとおり、「提案書の定量化審査」において、入札参加者から提出された提案書の内容を、事業者選定委員会が、落札者決定基準に従って得点化します。

その一方で、「入札価格の定量化審査」において、入札金額を得点化し、両方の得点を合計して総合評価値を算定します。

総合評価値が最も高い提案者を最優秀提案者とし、本組合議会の議決を経て落札者が決定されます。

次の５２ページの（３）に、事後調査について示しています。

（１）でお示ししたとおり、環境保全措置等の効果には不確実性があります。このため、事後調査を実施し、結果を評価し、取りまとめて中間報告書及び完了報告書に記載します。環境保全措置等の成功基準を表１-１９-２に示しています。

入札公告において示された要求水準書と整合を取り、２番目の項目の一部を準備書から改めたほか、３番目の項目を追加しています。

【資料 1-19】の御説明は以上です。それでは次の５３ページを御覧ください。

【資料 1-20】は、知事意見１９への対応と準備書からの修正です。

知事意見１９は、個別的事項の「景観への影響低減に係る環境保全措置の具体化」についての御意見です。

内容は、「建物の景観への影響を最小化するための環境保全措置について、過去事例を踏まえて検討すること。」、「その上で、性能発注に当たっては、これらの検討結果を複数案として例示するとともに審査基準に反映し、評価書に記載すること。」というものです。

この御意見への対応は、２．の「対応及び修正内容の説明」に示すとおりです。

（１）に環境保全措置の検討について示しています。
建物の景観への影響を最小化するための環境保全措置について、過去の事例を踏まえて検討し、環境保全措置として整理し、計画施設で採用が可能と考えられる景観配慮の方策を評価書に例示しました。
修正後の環境保全措置を表１-２０-１に示しています。この表は表１-１９-１と同じものです。
また、表１-２０-２には、配置計画、形状等について、計画施設で採用が可能と考えられる景観配慮の方策の例を示しています。工事施工事業者はこれらの例を踏まえて設計を行うこととなります。
続いて５４ページの（２）に、性能発注に当たっての審査の視点について示しています。
性能発注に当たっての審査の視点を評価書に示しました。入札参加者に提出を求める提案書の書式には、「デザイン・景観」の項目を設け、次の①、②の審査の視点を明示して提案を求めます。
審査の視点①、観光地であることを踏まえ、高速道路側から見た際の施設の圧迫感を低減し、周辺環境との調和に配慮したデザイン、色彩及び景観計画を期待する。
審査の視点②、維持管理性・経済性にも考慮した外観・意匠に優れたデザインを期待する。
【資料 1-20】の御説明は以上です。それでは次の５５ページを御覧ください。
【資料 1-21】は、知事意見２０への対応と準備書からの修正です。
知事意見２０は、個別的事項の「県民に配慮した分かりやすい情報提供」についての御意見です。
内容は、「環境影響評価に係る図書は、住民等との重要なコミュニケーションツールであるため、以下の事項について分かりやすく丁寧に記載すること。」というものです。
① ② ③ について順に説明いたします。
この御意見への対応は、２．の「対応及び修正内容の説明」に示すとおりです。
（１）に施設の存在及び稼働に伴う水収支の内容について示しています。知事意見①への対応です。
生活用水及びプラント用水の取水から環境への放出までのフローの例を評価書に示しました。用水のフロー例を５６ページの図１-２１-１に示しています。この図は、準備書についての審議会でお示しした図と同じもので、スクリーン上で見やすくなるように矢印をカラーに修正しました。
用水の取水は井戸水を基本とします。取水した井戸水は生活用水とプ

ラント用水に分け、生活用水は全量を合併浄化槽により公害防止基準以下に処理した後、桂川へ放流します。
　プラント用水はクローズドシステムを採用してプラント内で再利用しますが、一部は飛散・蒸発により環境に排出し、飛灰処理物や焼却灰に含まれる水分は最終処分場に搬出されます。
　次に５７ページを御覧ください。（２）に造成工事に係る複数案について示しています。知事意見②への対応です。
　造成計画については、想定した３パターンの詳細を、評価書の資料編に示しました。また、資料編には土量の算出に用いた平均断面法に関する説明も書き加えました。５７ページの数式に示すとおり、平均断面法では、２つの断面の面積の平均値に断面間の距離を乗じて体積を算出します。
　５８ページ以降に、資料編に示した図表の中から、抜粋してパターン１の記載例を示します。
　造成区分け図を５８ページに、造成断面図の例を５９ページに示しています。
　造成土量を６０ページの表１-２１-１と表１-２１-２に示しています。
　パターン別の土量、土砂運搬量を６１ページに示しています。
　パターン１の地質横断図を６２ページと６３ページに示しています。
　これらの図表は、準備書についての審議会でお示しした図表をベースに、表示を見やすくするとともに、各断面の最大盛土高さ等の情報を加筆したものです。６２ページ、６３ページの地質横断図は、新しく追加した図面で、地質横断図に青の点線で造成面の標高を描き入れています。
　なお、資料編にはパターン２、パターン３についてもパターン１と同様に図表を記載しています。
　次に６４ページを御覧ください。（３）に動植物に係る環境保全措置について示しています。知事意見③への対応です。
　陸上植物、陸上動物、水生生物、生態系の項目ごとに環境保全措置の内容を見直し、創出しようとする環境の状況、移植等の方法や作業内容、導入～事後調査のスケジュールの想定等について示しました。詳細は前出の【資料 1-4】、【７】、【９】、【１２】、【１３】で御説明したとおりです。
　【資料 1-21】の御説明は以上です。それでは次に６５ページを御覧ください。
　【資料 1-22】は、知事意見２１への対応と準備書からの修正です。
　知事意見２１は、個別的事項の「性能発注方式における環境影響評価結果の確実な反映」についての御意見です。

内容は、「今回の手続においては、事業計画及び環境保全措置の詳細が性能発注の受注者による提案に委ねられることから、受注者が設計段階において環境影響評価手続の結果を確実に反映することが重要である。このため、以下の事項に留意すること。」として、①、②の留意事項を示しています。

①は、環境影響評価の結果を確実に反映するため、発注条件への反映や受注者選定における審査項目への追加などの具体的な手法を整理し、その内容を評価書に記載すること。

②は、「受注者提案による」とする事項については、提案内容が予測評価の結果と比較して環境影響を増大させるものとなっていないことを確認し、その結果を中間報告書の手続において明らかにすること。環境保全措置等の見直しが必要となった場合は、事業着手前に県へ報告及び協議を行うとともに、その経緯及び結果を中間報告書に記載すること。です。

この御意見への対応は、２．の「対応及び修正内容の説明」に示すとおりです。

（１）に性能発注方式について示しています。知事意見の留意事項①への対応です。

評価書の「第１章 事業計画の概要」の中に、性能発注方式における環境配慮についての説明を追加しました。【資料 1-3】でお示ししたものと同じものです。説明の抜粋を下記の囲みに示しており、下線部が関連する記述です。

環境影響評価の結果を確実に反映するため、要求水準書に「環境影響評価書の遵守」として建設事業者及び運営事業者に義務付ける事項を明記しています。

また、落札者決定に当たっては、「搬入・搬出管理」等の６項目を審査対象とすることにより、環境影響の回避、低減に資する提案を適切に評価できる仕組みとしています。

入札参加者から提出された提案書は、「事業者選定委員会」において、あらかじめ定められた審査基準及び得点化方法に従って評価が行われる体制としています。

次に６６ページの下の方を御覧ください。（２）に「受注者提案」の内容確認について示しています。知事意見の留意事項②への対応です。

性能発注において「受注者提案による」とする事項については、事業者選定を通じて採用する提案内容が明確になった段階と、工事施工事業者の実施設計段階に、評価書に記載された環境配慮事項、環境保全措置等が提案に適切に反映され、評価書の予測評価結果と比較して環境影響を増大させるものとなっていないことを確認します。確認の結果は取り

まとめて中間報告書に記載します。
　なお、確認の結果、環境保全措置等の見直しが必要となった場合は、事業着手前に県へ報告及び協議を行うとともに、その経緯及び結果を中間報告書に記載します。
　以上で事業者説明資料１についての説明を終わります。時間をオーバーして申し訳ありませんでした。ありがとうございました。

（坂本会長）
　ありがとうございました。それでは質疑応答に移ります。こちら側の都合ですみませんが、まずは、高木委員に主に騒音関係についての質疑をお願いしたいと思います。

（高木委員）
　御対応いただいてありがとうございます。新しい測定点を加えていただいたことで、より実態がはっきりしたと思っています。
　また、道路管理者と、それから地元自治体との打ち合わせをしていただいたおかげで、管理者に対しても地元自治体に対しても今の現状をしっかり認識していただくことができたのではないかと思っています。
　現状としてできることは、まさに最後のところに書いてあった一方通行にするぐらいのことしか多分できないと思うので、それをしっかりとやっていただくとともに、これから工事を進めたり、実際に運用が始まったときに、これからも継続的に騒音のことについては、もうぎりぎりというか、ほとんどオーバーしつつあるところなわけですから、そのことを御認識していただいて、チェックをよろしくお願いしますということで、私としては、これ以上何かやってくださいと言うつもりは今のところございません。

（坂本会長）
　ありがとうございます。事業者から何かコメントありますか。

（㈱環境技術センター 西川課長代理）
　今お話いただいたとおり、一方通行をできる限りやって、継続的なチェックをしていきたいと思います。ありがとうございます。

（坂本会長）
　ありがとうございます。それではまた元に戻りまして、まずこちら（会場）側の参加の委員の質疑応答と、またＷｅｂの委員という順番にしたいと思います。ではこちら側にいらっしゃる委員の方で、公開部分

についての質疑応答をお願いします。順番関係なくていいです。話も全部揃っているわけではないので。

（石井委員）
　景観について以前よりは、大分いろいろ書いていただいてありがとうございます。それで、逆に気になってきたようなところもあったりするので、困ったものだなとは思います。
　まず４４ページのところで、この資料についてだけのコメントしか今できないのですが、ここで４３ページで２通り、合棟、あと別棟の部分を比較していただいて、別棟の方が影響小さいという話をされて、確かに複数案やっていただいているのですけれど、１－１０のところで複数案はできませんという話をされてたのですが、複数案やるということですよね。そこの整合性がよく分からないので、まず教えてください。

（㈱環境技術センター 味澤常務取締役）
　ここで出ている複数案は、準備書の段階でも御用意してある施設配置の２案と対応するものです。それ以外の複数案というのを設定することが難しかったということでございます。

（石井委員）
　それ以外の複数案という意味ですか。それで、４３ページのこの絵のところでは、その下の別棟の方が影響は小さいと書いてあるのですが、なぜかその次のところは、影響が大きい方でいろいろな比較をしています。なぜわざわざ影響の大きい方で比較をしているのかというのは、少し分からないのですが。

（㈱環境技術センター 味澤常務取締役）
　こちらの事業者説明資料は、完全に抜粋でございまして、合棟も別棟も両方シミュレーションをしておりまして、評価書の方には掲載してございます。

（石井委員）
　それでは、内容について少し具体的に質問します。それももうやられているというのであれば、結構なのですが、この建物全体を１色でやっているもの同士の比較しかやってないということですか。

（㈱環境技術センター 味澤常務取締役）
　はい。そのとおりです。

（石井委員）
　そうすると、後の方で出てくる、煙突はある程度明るくしなければいけないという制約がありますが、建屋は別にそういう制約はないですよね。そうすると、建屋と煙突の色を変えてもいいとは思います。他のところでもそういうことをやっています。例えば建屋の方は、こういう考え方で、本当はやってもらうと一番いいのですけれど、背景の色が四季でどのような色が卓越しているかを抽出して、それぞれの季節に対応する色に建物を塗ると、別の季節のときにはそれが目立ってしまうときがあったりします。そのため、まず、その比較をした上で、どの辺りのところに落とし込めば、建屋は一番目立たないだろうかという論理で検討してもらうのが、建屋の色を決めるのには一番いいのではないかと思います。
　つまり、春夏だと、グリーンがいいが、秋冬になってしまうと、グリーンは逆に周りにない色だから、目立ってしまうということが出てくるので、それならば、どの色にすると四季を通して目立たないかという議論をするのがいいと思います。
　それから、４８ページ。シークエンス景観のところとも関係してきますが、（ごみ処理施設が）２つあるよりは１つなくなった方が目立たないということは確かです。それはそれでいいとして、４８ページのところに絵が出ていて、この絵を見せていただくと、意外と目立ちます。
　それからこのフォトモンタージュも少し光の当て方がおかしくて、奥の方の建物見ると分かるのですが、左の面が明るくなって右の面は暗くなるはずなのに、これ、右の面が明るくなってしまっているのは、多分光の当て方を間違えています。先ほどのそのシークエンスで考えるときとかというと、この絵見るとよく分かるのですが、道路で、富士山の方向に向かって走っている車に乗っている人からすると進行方向に対して、正対している面が大きくはっきり見えると、それはブロックされているように見える。そういうような分析をしてもらいたい。そうしたら、それではその面はどのように扱えば、車に乗っている人からは、圧迫感がないかなど、そのような対応の仕方を考えていただきたい。例えば、一番手前の面はなるべく植栽で隠しますとか、大きく見えてしまうところは（建物の面を）分割するなどの対応策になると思います。なので、あまり具体的な形まで示さなくてもいいと思いますが、そういう考え方でやればいいので、受注者は、そういうものを考慮してくださいというような発注の仕方をしていただくとよいと思います。
　それから、事例はいろいろわかりやすく調べていただいて、受注者も意識してもらえるような内容になったかなと思っています。５４ページについて、あとは実際の審査のときにどれぐらいしっかりとできるかと

いうところを担保してくださいということです。以上です。

（坂本会長）
ありがとうございました。他に公開部で会場の皆さん何かありますか。

（小林（富）委員）
いろいろと専門家に調査していただいて、ありがとうございました。具体的に、同定、生育環境、生活史など、いろいろなことが見えてきたのではないかなと思います。だから、どういう方向にしていけばよいかということが、だんだん見えるような形になってきたということは非常によい取り組みであったと私は思います。
ただ、それによって余計生育環境を創るときの難しさが、クローズアップされてきていると思うのです。生育環境を創るときに、そのことについても、もう少し検討をする必要があるのではないかなと思います。広さ、深さ、底の水をただ暗渠の中に流してしまう形でいいのかなど、発注方式が性能発注である場合に、その具体的な部分をこちら側（事業者側）がある程度具体的なイメージをもう少し持っていて、示していたほうがいいのではないかなと思うのが１点目ですね。
もう１点、知事意見の６番や８番については、だいぶクリアになってきたと思うのですが、７番の微気象の変化や二酸化炭素排出量については、そうした視点から見ると、まだ検討の余地があるのではないかと思います。
例えば、この資料の９ページでは、「蒸発散量の減少や気温の上昇については予測が困難である」とされています。これは確かにそのとおりだと思います。ただ、予測が困難だからこそ、「こういう方法で取り組んでみる」という姿勢も必要なのではないかと思うのです。
富士山につながる自然環境の保全という観点から見ても、この地域は非常に重要な場所の一つではないかと思います。ですので、「予測が困難だから扱わない」ということではなく、「予測は困難だけれども、こうしたチャレンジをしている」ということを示せると私は良いのではないかと思います。
その意味では、表現の仕方の問題かもしれませんが、「予測が困難なため扱いません。その上で、周辺には緑地を配置し、蒸発散量の減少や植生への影響の緩和が図られることになります」と読むこともできる現在の書き方よりも、「予測は困難ではあるが、緑地配置の工夫によって気温上昇を緩やかにしたいと考えている」といった考え方が見える書き方の方が良いのではないかと思います。
そうすると、「では緑地をどの程度設けるのか」「常緑樹なのか落葉樹

なのか」「その緑地によってどの程度の効果を期待しているのか」といったことも、少し見えてくるのではないかと思うのです。
　そうしないと、「緑地を配置します」とは書いてあるものの、それが事業者任せになってしまうのではないかという気がします。どのくらいの規模で、どのあたりに配置するのかといったことも含めてです。
　また、緑地や壁面緑化については、５４ページの景観のところにも出てきます。そこで気になるのは、その緑化が景観のためだけのものなのか、それとも微気象の緩和などの環境面も意識したものなのかという点です。
　私たちは森に入るとひんやりすると感じますよね。何もない場所を歩くのと、舗装された道路を歩くのと、木のある場所を歩くのとでは全然違います。ですから、緑化というのは景観だけでなく、そうした環境面にもプラスになるよう配慮しているのだという考え方があっても良いのではないかと思うのです。屋上緑化や壁面緑化についても、そうしたことに関わってくるような気がします。
　ですので、そのあたりがもう少し工夫されると良いのではないかと思います。もちろん非常に難しいことではあると思いますが、こうした取組によって一定の緩和効果が期待できることは確かだと思います。数値的にどの程度かを具体的に示すことは難しいとしても、その方向性は示せるのではないかと思います。
　それをきちんと整理しておかないと、「どのくらいの木を植えればよいのか」という話にもつながりません。例えば、小さい木でよいのか、それとも１０年後に大きくなって初めて効果が出ることを期待しているのか。あるいは、最初からある程度の大きさの木を植え、どの程度の規模で緑化を進めていくのか。そうした方向性をもう少し具体的に示すことで、目指している姿も見えてくるような気がします。
　そのような観点から、意見として述べさせていただきました。いろいろとありがとうございました。

（坂本会長）
　事業者の方から何かコメント等ございますか。別になければ先へ進みます。会場の方お願いします。

（北原委員）
　御説明ありがとうございました。知事意見に基づいて、大分具体的になってきたし、それからロードマップも、結構詳細に作っていただいて、僕が一番うれしかったのは、事後評価の期間を非常に検討していただいて、良くなったと思います。

ただ、具体的になって、かつ全体像がよく見えてきたのですが、逆に今度また注文というか、さらに少しこういうことを考えてほしいというようなことが出てきたので、それについていくつかお願いしたいと思います。

まずは、事後評価について、２６ページに、「事後調査の実施期間」という表題で、成功基準及び事後調査の期間というように表がまとまっていますが、これ非常に素晴らしく、よかったと思うのは、陸上動物、陸上植物、水生生物の重要種の全ての成功基準が、「生息が確認できること」となっています。これが成功基準、そして、かつ、その定着した重要種が生活できる基盤や環境が維持される。これが成功基準であって、これはすごくいいと思います。かつ、事後調査の期間が、「環境保全措置の完了後の適期から、成功基準がすべて達成されたことが確認できるまでの期間」となっています。これは事後評価を原則毎年やるということですよね。ここはすごく評価できると思います。

ただその下の２行に書いてあることが、これは一体何なのかということですね。「又は調査結果等に基づいた検討により、実行可能な対応措置がないと判断されるまでの期間」とあるのですが、ということは、定着しなくても、もう事後評価をそこで止めてしまって、終わりと考えればよろしいのですか。そこを後で説明お願いしたいと思います。それが１点目でございます。それをもし可能にしてしまうと、重要種が全部定着しなくても途中でおしまいということは、創出環境が、全体、群集として見た場合に、不成功というか、失敗に終わったというような結果にもなると思うのです。ですからここの事後調査については上の三行の部分が一番大切だと思うので、そこの検討をもう１回お願いしたいと思います。

次に、３２ページのコリドーのところです。カヤネズミについては中央自動車の高架橋の下まで植生があるから移動が考えられる。モリアオガエルは森林性で周辺に林地が広がっているから移動が考えられる。それからモートンイトトンボなどその他の昆虫も羽があって飛ぶことができるから移動が可能であるというようなことで、コリドーを作らないという結論にしていますが、そういう推測でコリドーを作らないというのは、まずいのではないかと思います。

これは、先行事例があるのであれば、それをしっかり示してもらって、例えば我々が論文書くときに、分かっていることはしっかり文献を上げないとだめなわけです。推測だけで言って、こうなる、ああなるというのでは、何のオリジナリティーもないです。ここも同じで、こういう論拠のもとに、こういうエビデンスがあるから、だからコリドーは作らないという言い方にしてもらえないと、羽があるから飛んでいけるだろう、

林地があるから大丈夫だろうなどの推測によりコリドーを作らないという結論は、僕はできないと思う。ここをもう少し議論してほしいと思います。

それから、個別の事項になりますが、２３ページのカヤネズミのところです。カヤネズミについては、草地の環境ということなのですが、草刈をやるということで、この草刈をやってもらうということはすごく重要なことだと思います。カヤネズミは、草地性の哺乳類ですから、やはり草刈をやらないと、生態遷移が進んで、どんどん低木が入ってきて、林になってしまいますから、ここにも言っているように、草刈は絶対必要だってことは認めます。

ただ、ここで刈った草を持ち出すというやり方をしています。もう１つは裸地がやはり必要だということで、カヤネズミの草地を二分割して、１つは裸地状のところと、もう１つは草を刈って、それを外に持ち出すというやり方とすると言っていますが、その後の方の表にはありますけれども、カヤネズミというのは、昆虫を食べたり、それから植物を食べたりしています。刈った草を持ち出すということは、ある種の昆虫にとっては餌がなくなる、要するに外へ出されてしまうわけです。したがって、僕はチョウをやっているのでよく分かるのですが、チョウの場合、草を食べるチョウの場合は、草が刈られて、外に持ち出されてしまえば、もうそれは利用できません。刈った草をそこへ置いといてもらわないと育たない昆虫はたくさんいるのです。チョウの場合、特にそうです。例えばある草原性のチョウは、ワレモコウという植物を食べているのですが、ワレモコウを途中で刈られてしまうと、そこへ産んだ卵は全部失われてしまうわけです。もちろん運び出すことによって草地はうまく行く場合もあります。

僕がお勧めしたいやり方は三分割して、裸地のある部分、それから、刈った草を出してもいいです。そうすると、二次植生がしっかり出ます。もう１つは、刈った草をそのままにする部分。しかもそれらをローテーションでやってもらうと、非常にいいと思う。そういうやり方でやらないとカヤネズミの本来の生息環境というものは、うまくできないと思います。そこの検討をお願いしたいと思います。

あと、資料には草刈の時期が秋と書いてある。僕も秋がいいと思います。特に晩秋がいいと思います。その辺の時期についても検討をお願いしたい。

あともう１つは、創出環境についてですが、非公開部分でお話します。以上でございます。

（坂本会長）
　はい。他に会場の委員いかがですか。非公開部分はまた後ほどやります。よろしければ、Ｗｅｂ参加の委員いかがですか。ここまでの公開の部分について、お願いいたします。いかがですか。

（佐藤委員）
　前に（以前の準備書の審議会のとき）コリドーを含めた生息環境の移行について意見を前に述べています。過湿地の保全について、知事意見の１０番を中心に、その前後のいくつかの知事意見に関わることなのですが、一般的には、当然こういったところを事業化で開発するに当たって、回避・最小化・代償は当たり前なのですけれども、知事意見１０番のところは、簡潔に書いてあるのでここを用いてお話すると、知事意見に対して、たった２行で、湿地環境の存続は困難であるとの結論に至ったと書いてありますが、なぜなのか全然分からないのです。
　例えば、事業者としては、回避した場合には、費用が１．５倍になる、工期が３年延びるなど、どうなるのかということです。それから最小化したらどうなるのか。そして、代償で代替地を作ったりしたらどうなるのですか。事業にどのような影響があって、総括的に、例えばごみ処理が遅れてしまうなどの説明がまるで見えない形で、たった２行で、存続は困難であるというのが、この数ページ前に出てきている。いわゆる性能発注であるがために、事業者は、「自分たちには責任がなく、請負う会社に責任があって、その請負う会社ができないと言っているのだから（できるという可能性は低いから）できないのです。」という、こんな回答がありますか。
　まるで知事意見に対して、検討を行っていないというように私には見えますので、そこはなぜそうなのかということをしっかりと、技術的にここはもう、工事の初年度に車を通すから、そんなことはできないと書いてあるような気がしましたけれども、それはそれで事業者の、いわゆる工事する施工業者さんの言い分ですよね。それは分かります。しかし、回避をまるで検討していなくて、あくまでも事業優先で、それが性能発注なのかもしれませんが、それに対して、発注側である事業者は、何も言わず、お任せしていますというのは、どう考えても何か物事の理屈が通ってないと思います。
　公開部分としては、総括的な意見になりますが、いくつかの知事意見に関わることなので、私の意見はそういう意見です。

（坂本会長）
　ありがとうございました。今の時点で何かコメントございますか。

（㈱環境技術センター 味澤常務取締役）
　御意見ありがとうございます。湿地環境の存続については、非公開の部分でもう少し詳しく御説明いたしますので、それで御納得いただけるかどうかわかりませんが、そちらもまた、聞いていただければと思います。

（佐藤委員）
　非公開の部分もすでに読みましたけれども、同じことしか書いていませんでした。結論は、結局事業優先なので、そこに最初に道路を通して、大型車を通すためには、その湿地は潰さなければ仕事ができないので潰すのです。他に方法はございませんというように書いてあります。ですので、別に公開非公開にかかわらず、なぜそうなのかということです。意見に対してお答えいただけますか。なぜ回避を検討しないのか。

（坂本会長）
　別の意見でもありましたが、できないとか、検討しないというときには、それなりの根拠を示してくださいということだと思うのです。

（富士・東部広域環境事務組合 滝口参与）
　工事車両の関係なのですが、この建設地につきましては、１２市町村という広大な方向から来るという形で、当初から２方向から建設地へ進入できるような計画をしております。その中で、建設地が決まった後に、２方向という検討の段階で、既存の道路、もしくは新設しなければならない道路、これらのものを先行して作らなければならないという形で、今説明のあったところの道路を新設し、この道路を使って先行的に作る、進入するための道路になります。
　もう１個の方の回避という形でいきますと、富士吉田方面からあるところにつきましては、やはり車両が増えるということもありまして橋梁、その他道路の拡幅を行わなきゃならないという形で、これは先行してできる部分とできない部分がございまして、どうしても建設中はそちらの道路使えないという形で、工事車両につきましてはもうそこからしか入る余地がないというような検討の結果になっております。以上でございます。

（佐藤委員）
　今のお話がまさに回答になってないと私は言っているのです。それは、事業者の都合です。失われるその湿地環境をなるべく回避するのだというのが基本的な知事意見の中にあるわけです。なぜ回避できないのかと

いうことは今の理屈では、説明になっていないと思うのです。
　どちらが重要かというと、そんなことを言っても人間の生活の方が重要でしょうということは分かります。しかし、この時代に生物多様性の問題が今まさに国際会議が開かれている中で、少しでも自然環境を残していくということが、我々に課せられた義務であるし、仕事でもあります。
　そういう中で、回避をどう検討して、本当に回避できないのかということをお聞きしているのです。それはお金がかかりすぎるのか。期間が長過ぎてしまって、事業が破綻してしまうのか。しっかりと説明していただければと思います。

（坂本会長）
　何かありますか。

（富士・東部広域環境事務組合 郷田事務局長）
　資料の５８ページの図面を見ていただきたいと思います。造成計画の図面になります。この図面の、調整池、水色のところがあります。その右上が今回の道路、（プロジェクターで表示）今、示しているところですけれども、ここが、湿地になっています。ここにいろいろの植物とかが、ある状況なのですけれども、基本的に今回の進入路が、一番最初示した４と５の間が、中央道のカルバート、トンネルになっています。上を中央道が走ってトンネルの中という形の道路になっています。西桂町側からの新設の道路から入ってくるという形になっています。
　大型車をここから入れるのに、ここが中央道くぐった先が非常に鋭角のクランクになっています。ですから、ここを大型車が通過するためには、その湿地が、４ｍぐらいの段差があるのですけれども埋めないと、５の線のそこを埋めて計画をもう少し緩やかにしないと大型車が旋回できない状況になっています。カルバートの出口の高さと下にある湿地の高さが４ｍぐらいの高低差があります。
　そこの鋭角を緩やかにするために一番最初に湿地のところを盛土して、大型車が通過できる状況にしていくことが必要になるということで、いろいろ委員方から、その湿地を徐々に下に移動し、動植物を移動させていったらどうかという案もいただいたわけなのですけれども、現状では、この水路、元の水路が、ナンバー８とか、９の方から今番号があるのですが、中央道の右側から、水路が来て、渡って、その湿地に流れ込んでいたわけですけれども、現状では、その元の水路の水門を改修することによって、今回の事業地に水が入ってこない。そこを開けていいかどうかということで、地元の自治会とか、農業者に確認をしたところ、この

水は農業用水路で農業に使う以外は、そちらに水を渡せないということを言われましたので、現状で、雨水のみがその湿地に入る状況になっております。現状、あまり水がたまってない状況で、植物等には影響がないみたいなのですけれども、できるだけ、今ある希少植物等は、移植させて調整池の横に、ビオトープ等で対応していこうというのが今回の計画になっています。
　大型車が通れないと、通すためにどうしても工事をするのにということと、今回、交付金事業、交付金を使って、事業を進めておりますので、交付金の期限、着手が、令和９年度には事業着手しなさい、というのが条件の１つにありますので、大型車を９年度中に入れて工事着手をするというところが、１つのネックになっておりまして、そうなると、ここを潰さないわけにはいかないというのが１つの理由になっています。以上です。

（坂本会長）
　交付金の期限については、私どもは全然関係ないことなので、それを理由にしてもらっても困るというのと、話の中で大型車がでてきますが、大型車を使わない方法は検討したのですか。

（富士・東部広域環境事務組合 郷田事務局長）
　当然、造成工事をするのに、大型車を入れていかないと、なかなか、溶岩等もありますので、難しいということで。

（佐藤委員）
　今の説明、事業者側の説明としてはよく理解しました。しかし、私が先ほどから言っていることは、事業者の立場だけでこれを進めていくのではなくて、例えば、私がそちらに行って同じテーブルにつくことは難しいですけれども、例えば専門家の方、生態系保全の方などを（検討過程に）入れていただいて、生態系を壊さないで回避するためにはどうしたらいいかという意見をしっかりと伺ったのですか。今聞いていると、みんな事業者側だけの意見でできないというだけで、もし環境を保全するような立場の専門の方が見て、それは今の段階でこうやればいいとか、井戸を掘って水をもっと入れればいいなど、様々な意見で回避するにはどうしたらいいかということを検討していただきましたか、ということを聞いているのです。

（坂本会長）
　今のは単純な質問で、したかしないかというだけです。

（㈱環境技術センター 味澤常務取締役）
　おっしゃるとおり、確かに、現状の湿地をどうすれば、残せるのか、生かすかということについては特に専門家にヒアリング等はしておりません。

（坂本会長）
　ということだそうです。

（佐藤委員）
　ぜひ、それは回避についても最小化についても、専門家の意見を聞いて、工事優先ではなくて、そちらにはそちらで決められた年数があるでしょうから、その中で何ができるのか。例えば、令和９年度着手ですから着手と同時に水を入れて、棚田として水を下まで流し続けて半年くらいは流せるのではないですか。その中で、生き物が一番下の調整池の左側に作るビオトープなどに移れば、それで良いと思うので、そういう可能な限り努力いたしましたか、ということを聞いているのです。よろしくお願いします。

（坂本会長）
　さらに検討ということになるのかもしれませんけれど、よろしいですか。他に質問等ございますか。

（湯本委員）
　今のことに関わることですが、スケジュール表の中で見ると、造成工事と調整池の工事と言っている部分と、それから創出環境工事というのが、ずれている部分があって、造成工事の方が先に入ることになっています。そうすると、時期的な制約があることは分かるのです。秋から創出環境に着手しなければ、難しいというのは時期として分かるのですけれども、その前に造成工事が入ってしまうということは、それらの生き物は、どのように動かしていくのか。種子の保存など、そのようなことを書いてあるのですが、例えば誘導とはどのような方法で誘導していくのかというようなことが、非常に難しいのではないかと見えますけれども、どうでしょうか。

（坂本会長）
　回答ありましたらお願いします。

（㈱環境技術センター 味澤常務取締役）
おっしゃるとおりのところがあります。といいますのは、造成の計画の図面を先ほど見ていただいたと思いますが、施設を建てるに当たって、今の想定としては、敷地内の緑地といいますか、周辺の既存の植生を残した部分以外は、造成工事で平らにしてから、それからいろいろなものを作っていくという計画です。このため、湿地環境を新しく整備するにしても、１回平らにして、造成工事を終わってから、新しく設置するという、そういう順番になってしまっています。そういうことからも今の湿地を残しておいてそこから移行させることが、なかなか困難な状況にあります。

（坂本会長）
先ほどの補助金に少し戻しますが、令和９年度中にやらなければ、それはもうだめなのですか。いろいろ環境影響で意見が出てきたから待ってください、とお願いすればいいのではないですか。だめですか。

（富士・東部広域環境事務組合 滝口参与）
本組合が活用予定していますのは、循環型社会推進交付金という環境省の交付金なのですが、これにつきましては年々、その交付要綱というかそういうことの取り決めが変わってきていまして、本組合が計画をしたときの最短で一番活用しやすい時期のものを選定しているという形です。新たな交付金を使うという形になると、すべて、こういう計画も含め、基本計画がすべて見直しになるという形になっております。

（坂本会長）
逆に言うと、そういうように制度が変わってきたということ、変わってくるということは、よりよい制度に変わっていくのではないかという私の発想があって、もっと環境に配慮しないと補助金を出しませんよということになるのではないかと聞こえるので、それだったら少し制度が変わってもそちらに合わせたほうがいいのではないかというのが個人的な意見ですが、いかがなのですか。その制度そのものは、環境により配慮するように変わってきているということなのですか。

（富士・東部広域環境事務組合 滝口参与）
交付金の国の考え方というものは、会長がおっしゃった部分も入って、よりよい、活用しやすいということをやっているのですが、一方で、やはり、国の財政のこともあると思います。例えば建設費の物価高騰があるから、上限を設けたりとか、そういう新たな足かせをつけてるという

状況もございます。我々１２市町村全部が集約するに当たって、一番最短でできるという、年数を決めて進めていますので、これ以上変えるという形になりますと、１２市町村全体のごみ処理行政に多大な問題で出てくるということがございます。

（坂本会長）
　１２市町村あっても、人口減っていくような市町村が多いので今の段階でのごみ処理の問題ってことは（将来的に正しいか不明と思いますが）。これは個人的感想です。
　最後に公開部分で私から質問です。今日の説明聞いていると、いわゆる総合評価方式で行いますとのことです。私が知っている総合評価方式は、価格が５０点、その他提案内容が５０点、その提案内容の中に、環境に関するものがいくつか入っているとのことですが、提案内容のところの環境の部分が１０項目あって、直接こちらからお願いしたことが１項目だったら、５０点のうちの１０分の１の５点ということでほとんど意味がないようなことになるのではないかと思うので、その辺のことを聞きたいです。それともう１つ、施設の部分と環境創生の部分を一緒にやるとのことですが、そうしたら、まず１つは両方しっかりできる会社があるのかということと、別々にしたほうがいいのではないかというようなこともありますので、まずはその総合評価方式の中で、この環境影響評価書の意見を強く反映させることは、何か方法はないのかということを聞きたい。

（富士・東部広域環境事務組合 滝口参与）
　会長がおっしゃったように総合評価方式は先ほど説明ありましたとおり、価格点、技術点、提案点というのがございまして、それにつきましては本組合の方でもホームページで、入札公告という形で公表しているところでございます。先ほどの点数で環境に関わるところが、非常に点数がよくて、そこが落札者となる、最優秀者になるかという話ですが、これも準備書の段階で、１度、質問あったかと思いますけれども、総合ですので、両方の合計で一番高かった業者が落札者となり、片方が環境に関し求めていることが最大でよくても、合計点数という形になってしまうのは、総合評価という形になります。以上でございます。

（坂本会長）
　もう、入札公告を出しているということで、それはどのタイミングで出したのですか。私どもの審議会の意見を反映しているタイミングで出したのかどうか、もうそれより先に決まっていて出したのかということ

なので。準備書手続（令和８年７月２３日 知事意見）の後ですか。

（富士・東部広域環境事務組合 滝口参与）
本年８月になります。

（坂本会長）
準備書手続が終わったところですね。そのときの公告には準備書での内容というのを考えて、これだったら、少し環境への項目を増やすとともに、別のやり方がなかったのか、なんてことはございませんか。

（富士・東部広域環境事務組合 滝口参与）
そもそも要求水準書につきましては、準備書を作っている段階から、仕様書的なものを作りまして、その中に進めている、山梨県環境影響評価条例のことも遵守していきましょうということを入れているという状況でございます。
ただ落札者決定基準につきましては、これは本組合設立したときから、どういう施設を作りたいか、地域にあってどういうようなものを求めたいかということを、１２市町村の総意で、憲法的なものを作って、それをもとに、落札者決定基準の例えば環境とか、地域に合ったものとかそういうものを表に出して、そこを評価しましょうという形になっております。

（坂本会長）
配点等は公開しているのですか。

（富士・東部広域環境事務組合 滝口参与）
はい。配点等も公表しております。

（坂本会長）
あとは、審査する人がそれをどう反映させるかということですよね。要するに、私としては、総合評価落札方式でこういうことをやる（アセス手続を反映させる）のは難しいなという印象を受けました。まだ計画がはっきりしていない段階ですしね。
あと、あり得るとしたら、審査員の方々の協議の中で調整するということになるのでしょうが、例えば環境については５点満点とし、０点から５点までしっかり差をつける一方で、他の項目との配点のバランスを変えるというやり方もあると思います。極端に言えば、環境以外の項目はあまり差が付かないような評価の仕方もあり得るので、そのあたりは

難しい話かなという感じはします。
　それにしても、私の懸念としては、その施設を作る専門家と湿地を作る専門家の両方を持っているところは、そう多くないような気がするので、そもそも入札する事業者自体がそれほど多くないかもしれないということです。しかも、その両方について、価格も内容も優れている事業者が本当にあるのかなということも心配しています。
　少なくとも事後報告の段階では、その点を明確にしてください。どういうことかというと、最終的な責任は事業者側にありますよということを、はっきり示してほしいと思っています。
　Ａ案、Ｂ案、Ｃ案があって、それぞれ何点だったのか。技術点が何点だったのか。環境面についてはどのような提案が評価されたのか。例えば、Ａ案は環境面で高い評価を受けたけれども、価格との関係で別の案が落札されたということもあると思います。その場合でも、最終的に整備されるものはこういう内容であり、それについては事業者側が責任を持って選定・実施したのだということを明確にしてください。
　私どもとしては、これ以上はなかなか議論しにくいところがあります。環境影響評価というのは、良し悪しはともかくとして、通常はもう少し計画がはっきりした段階で、その影響をどう減らしていくかという話をするものだと考えています。しかし今回は、計画自体がまだはっきりしていない上に、事業者の提案によって内容が変わるということですので、環境影響評価としては難しい案件なのかなという感想を持っています。
　他に何かありますでしょうか。

（後藤委員）
　資料 1-6 の知事意見５について、少し質問したいと思います。
　地盤沈下の影響はないということなのですけれども、私の考えも交えながら、いくつかお聞きしたいことを述べます。
　まず、この揚水試験は２日間です。ただ、この揚水試験結果だけから周辺地盤の水脈などを十分に把握できるわけではないと思いますので、２日間の揚水試験結果から地盤沈下がないと断定するのは、少し慎重になった方がよいのではないかと思います。
　その理由の一つですが、現在は１日５０m^3の地下水を引いており、計画ではこれが約４倍の１日２００m^3になるとのことです。一方、揚水試験では１日４３２m^3を揚水しています。確かに、現在実際に引き上げている量の約４倍に相当する揚水を行った試験結果から、周辺地盤には影響が生じていないため大丈夫だという御説明でした。しかし、本当にそのように言い切ってよいのでしょうか、という点が気になっています。

また、地盤沈下を引き起こす可能性のある土層として、粘土まじり砂礫層があるとのことですが、W-２の柱状図では、この層が約１０ｍあります。W-１の図には示されていませんが、敷地が広いことや、火山灰由来の地層であることを考えると、過去の尾根や谷の状況によっては、この粘土まじり砂礫層が厚く堆積している場所もあれば、薄く堆積している場所もあるのではないかと思います。

この粘土まじり砂礫層の下にある砂礫層にストレーナー（スクリーン）が設置されているので、この地下水を引いているのだと思います。その上で、地表面に近い地下水については、２番目の溶岩層の上にある地下水に変化はないとの御説明でした。しかし、被圧地下水と上部の自然水位は、当然一致しないこともあります。

今回の揚水試験では、被圧地下水の水位について、W-２では自然水位１８．１７m、W-１ではマイナス１１ｍという値が示されていますが、この自然水位を被圧地下水の水位として捉えているのかどうか、という点をお聞きしたいと思います。

いずれにしましても、評価書では最後に、「地下水の賦存量や水脈を推定し、事業計画に基づいて予測する手法は、地盤沈下の影響予測において実績のあるものであり、予測の不確実性は小さいと考えられている」とまとめられています。

そこでお聞きしたいのですが、この地下水の賦存量や水脈は、どこで、どのような手法によって評価されたのでしょうか。揚水試験は三次元的な地下水の流れを対象とする試験ですから、仮の話ではありますが、別の場所の水位が低下し、その後に回復するような現象もあり得ると思います。地下水の挙動は非常に複雑ですので、地盤沈下がないと言い切ってよいのかどうか、私は慎重に考える必要があると思っています。

地盤沈下は、環境影響評価の中でも非常に重要な評価項目だと思います。また、冒頭で申し上げたとおり、揚水量は現在の約４倍になる計画ですので、その点も踏まえると、もう少し慎重な評価が必要ではないかというのが私の見解です。

以上が、資料 1-6 に関するコメントです。

（坂本会長）

質問もあったと思うのですが。

（後藤委員）

質問です。

ボーリング柱状図についてですが、これは今回の資料には含まれていないものの、評価書には掲載されています。W-２で揚水試験を実施し

た地点について、W-１及びW-２の柱状図があり、それぞれ自然水位が記載されています。
　この自然水位について確認したいのですが、井戸のスクリーンは、溶岩層の下、さらに粘土まじり砂礫層の下にある砂礫層の、おおよそ深度４０～５０m付近に設置されていますので、被圧地下水を揚水しているものと理解しています。その理解でよろしいでしょうか。
　また、観測された自然水位は難透水性とされる溶岩層の上に位置していますので、この自然水位は通常の静水圧水位として考えてよいのでしょうか。
　あるいは今回のケースでは、被圧地下水の水位と溶岩層上部の地下水位が結果的に一致していたと考えてよいのでしょうか。
　以上が質問です。

（坂本会長）
　まず質問の部分について回答いかがですか。

（㈱環境技術センター 味澤常務取締役）
　御質問いただきましたW-１とW-２の水位については、おっしゃるとおり、下から来ている水で、被圧地下水でその圧力によって、水頭が上がっているものという認識でおります。

（後藤委員）
　ただ、W-１の水位を見ると、２番目の溶岩層、つまり不透水層とされている層の上の水位を測定しているのですよね。
　この溶岩層については柱状図で不透水層と記載されていますが、一方で、実際に揚水しているのは、その溶岩層の下にある砂礫層、つまり帯水層の地下水ですよね。
　そうすると、不透水層であるはずの溶岩層の下の地下水を引いているにもかかわらず、観測されている水位は溶岩層の上の砂礫層の水位とつながっている、ということになるのでしょうか。
　もしそうだとすると、この溶岩層は不透水層としては機能していない、あるいは少なくとも上下の水の移動を完全には遮断していないということになるのでしょうか。

（㈱環境技術センター 味澤常務取締役）
　ストレーナーが深いところにありまして、その上の管にはストレーナーがないですよね。

（坂本会長）
ストレーナーは溶岩層の下にあるのですか。

（㈱環境技術センター 味澤常務取締役）
下にあります。

（後藤委員）
約４０から５０ｍありますね。

（㈱環境技術センター 味澤常務取締役）
はい。そのとおりです。その上の管にはストレーナーが開いていませんので。下からの圧力でグーッと持ち上がってその結果が、今の図示している水位ということになります。で、上の、砂礫層との直接の関係はないという認識です。

（後藤委員）
では、この砂礫層の自然水位と書かれている水位は、これは溶岩層の下の水位を書かれているわけですか。

（㈱環境技術センター 味澤常務取締役）
そのとおりです。

（後藤委員）
だから地下水があるわけではない。表層の地下水はここには記載されてないということですか。

（㈱環境技術センター 味澤常務取締役）
おっしゃるとおりです。

（後藤委員）
被圧水の地下水を書かれているとわかりました。その疑問は解決しました。

（坂本会長）
あと何かありましたか。

（後藤委員）
あとは、根本的なところについてです。

この評価書では、水脈を推定し、地下水の賦存量も推定したうえで、この手法は妥当であるとして評価が行われています。そして、２日間の揚水試験の結果、水位が回復することから、地盤沈下は起きないと説明されています。

しかし、私はその点について少し疑問があります。というのも、たった２日間の試験だけでは判断できない部分があるのではないかと思うからです。地盤は時間変化の影響を受けますし、水位が回復したとしても、圧密沈下はご存じのように徐々に、時間をかけて遅れて発生する現象です。

そのため、２日間の確認だけをもって圧密沈下は起きないと言い切ることについては、必ずしも十分な根拠にはならないのではないかと思いました。

以上が２番目の質問です。

（坂本会長）

何かコメントありますか。

（㈱環境技術センター 味澤常務取締役）

今のお話ですともう少ししっかり資料を整理してきちんとお答えしたほうがいいと思いますので、改めてお答えさせていただいたほうがよいかと思います。

（坂本会長）

分かりました。それでは、次回お願いします。

（後藤委員）

資料としては、ボーリングデータが深度９m程度までしかないので、それより深い部分については、粘土層に関するデータがありません。ですので、現在示されている資料だけでは、なかなか判断が難しいと思います。

ただ、私が気になっているのは、そこを言い切っている点です。つまり、地盤沈下はないとおっしゃっていることです。

データが十分にないのであれば、「現時点では地盤沈下の可能性は低いと考えられる」という説明であれば理解できるのですが、「地盤沈下はない」と断定されている点が気になっています。

そこが私の申し上げたいポイントです。

私からは以上です。これ以上の情報は、今の資料からは得られないと思います。

（坂本会長）
　次回はその辺も御説明いただければと思います。他にないですか。よければ公開部分を一旦ここで閉めます。

（後藤委員）
　もう１点よろしいですか。すぐ終わります。
　知事意見２０番についてです。資料 1-21 になります。
　５８ページに平面図があり、５９ページに断面図があります。この点についてですが、可能であれば、５８ページの平面図に盛土と切土の範囲を記載していただけると、より分かりやすくなると思いました。
　例えば、「ここが盛土」、「ここが切土」という形で平面図上に示していただければ、断面図と併せて理解しやすくなると思います。
　もう少しの修正で対応できる内容だと思いますので、可能であれば、盛土・切土の区分が分かる平面図を掲載していただきたいと思います。

（坂本会長）
　コメントということです。それではここで一旦、１０分休憩して、４時５分から再開いたします。再開後は、非公開部分ですので、傍聴者の方は一旦退室して、お待ちください。では約１０分間休憩に入ります。

【非公開審議開始】
【非公開審議終了】

（坂本会長）
　では再開したいと思います。
　一応非公開の部分のまとめとしましては、クマタカについての調査はそれでいいだろうという話になりました。それ以外については、自然環境の委員からはやはり湿地を残すことをしっかりもっと考えてくださいという意見が出ました。事業者の方も、もう少しいろいろ考えてみるということですので、それがうまくいくように期待をしています。
　では、他に何かあります。全体を通して、公開・非公開を通して、まず会場の委員、最後です。お願いでも何でもいいですけれど、いいですか。Ｗｅｂの参加の委員、最後ということで何かありますでしょうか。今日の最後ということです。
　今日あった御質問等につきましては、次回は、知事意見素案の検討になりますので、その手前で御説明をお願いしたいと思います。それでも、いろいろこちら側に残る希望とお願いと要求等ございましたら、それは知事意見の中にしっかり書き込んでもらいたいので、事業者の方、事業

し始めるに当たっては、それを念頭に置いて考えていただければと思います。それでは今日はこれで終わりにしたいと思いますので、事務局から御案内お願いします。

（司会 野中参事・課長）
　坂本会長ありがとうございました。以上をもちまして本日の議題は終了いたしました。御協力ありがとうございます。それでは次第に従いまして、３その他ですが、事務局から説明があります。

３ その他
（事務局 有泉課長補佐）
　事務局より今後について御説明させていただきます。
　本日の冒頭に御説明したとおり、次回の審議会では、知事意見の素案について御審議いただきたいと考えておりますが、正しく、皆様の御意見や事業者の受け答え、事業者の考えを反映するため、まずは事務局にて、本日の議事録を作成し、皆様にメールにてお送りいたしますので、議事録が届きましたら、御自身の発言について誤りがないか、御確認をいただきますようお願いします。また、追加の御意見、御質問がございましたら、１週間後の１０月２７日の火曜日頃をめどに、事務局あてベタ打ちで構いませんので、メールにて送付をお願いします。事務局では、皆様からの追加の御意見、御質問に加え、本日欠席された委員からの御意見、御質問を取りまとめ、事業者にお送りしますので、事業者におかれましては、それらの意見、質問について回答の作成をお願いします。
　県では、委員の皆様からの意見や事業者からの回答を踏まえ、知事意見の素案を作成し、次回審議会にて、お示しをさせていただきます。
　なお次回の審議会は、１１月１８日を予定しておりますが、正式な場所や、日程は後日通知をさせていただきますので、開催通知が届きましたら、出欠について御回答いただきますようお願いします。事務局からは以上です。

４ 閉会
（司会 野中参事・課長）
　これをもちまして山梨県環境影響評価等技術審議会を終了いたします。長い時間御苦労さまでした。

（了）